

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案
新旧対照条文 目次

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（平成三十年度から平成三十二年までの第二号被保険者負担率） 第五条 平成三十年度から平成三十二年までの法第二百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の二十七とする。</p>	<p>（平成二十七年から平成二十九年度までの第二号被保険者負担率） 第五条 平成二十七年から平成二十九年度までの法第二百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の二十八とする。</p>